

令和4年度第2回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 会議録

日時：令和5年3月23日（木）

14：00～15：40

会場：雲南市役所5階全員協議会室

高田防災部長

それでは、まだお見えでない方もおられますが、ご案内しておりました時間となりましたので、ただ今から令和4年度第2回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、防災部長の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして石飛市長がご挨拶申し上げます。

石飛市長

本日は年度末のお忙しい中、令和4年度第2回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。島根原子力発電所につきましては、国において2号機の工事計画認可等の各種の審査が続いているところであります。また、1号機の廃止措置及び3号機の設置変更許可につきましても、並行して手続きが行われていると承知しております。そこで、本日は一つ目の議題として、島根原子力発電所の取組状況につきまして、中国電力島根原子力本部の北野本部長及び長谷川副本部長にお越しいただいておりますので、後ほどご説明をよろしくお願いいたします。

これ以外に、原子力発電所の再稼働に際しまして国から島根県に対して交付される原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金につきまして、県から周辺自治体にも配分されることとなりました。この雲南市へは5千万円を上限に交付される予定となりました。この交付金について概要をご説明いたします。

併せて、今年度県及び本市を含む関係4市が連携して作成しておりました原子力防災パンフレットもできましたので、それについてもお示しをさせていただきたいと思っております。

本日いただきましたご意見等も含め、そういったものを踏まえて引き続き原子力防災対策にしっかりと取り組んでいく考えでございます。皆様方からは忌憚のないご意見等いただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

高田防災部長

議事に入ります前に少しお時間をいただきましてご説明等させていただきます。最初に委員の皆様の任期につきましては、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2か年となっております。また、任期の途中で変更があった委員の方もいらっしゃいます。このことは、昨年

6月の当協議会におきまして、委嘱状は次期会議でお渡しすることでご了承いただいておりますので、恐縮ではございますが、本日お手元に配布をさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、委員の皆様のご紹介につきましては、添付しております名簿をもって代えさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議には中国電力からもご出席をいただいておりますのでご紹介いたします。中国電力株式会社島根原子力本部長 北野立夫様でいらっしゃいます。次に、同じく島根原子力本部副本部長 長谷川千晃様でいらっしゃいます。

続いて、本日お配りしております資料の確認をお願いします。お手元の資料、上から1番目が議題、それから2番目が委員の皆様の名簿、それから3番目が協議会の要綱、4番目が席次表、それから本日説明を致します資料 No. 1 島根原子力発電所の取り組み状況について、続いて資料 No. 2 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金に係る地域振興計画について、続いて資料 No. 3 原子力防災パンフレットとなっております。以上でございますけれどもお配り漏れ等ありませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。なお、本日の会議は公開とさせていただいております。また会議録作成のため、録音及び雲南市のホームページの掲載につきましても、予めご了承いただきますようお願いいたします。委員の皆様お二人の間に1台マイクを準備しております。ご質問ご意見をいただく際には、マイク台座にありますスイッチを押して、マイク先端の赤い表示がつかまりましたら、ご発言をお願いいたします。なお、発言が終わられましたら必ずスイッチを切ってくださいようお願いいたします。何台か同時にスイッチが入っていると、混線をすることになります。このマイクの使用につきましては、正確な会議録の作成に必要なものとなりますので、ご面倒をお掛けしますがご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、これより議事に入ります、本協議会の要綱に基づき市長が会長を務め、さらに会議の議長を務めることとなっております。よって議事の進行は石飛市長が行いますのでどうぞよろしくお願いいたします

石飛市長

それでは議事を進行させていただきます。円滑な進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは議題の1. 島根原子力発電所の取り組み状況につきまして、はじめに島根県原子力本部、北野本部長からご挨拶を受けますよろしくお願いいたします。

北野本部長（島根原子力本部）

中国電力の北野でございます。雲南市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様におかれましては、平素から当社事業にご理解ご高配を賜っております。厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂戴しますことに関しましても、改めて重ねて御礼を申し上げます。

島根2号機でございますけれども、昨年12月23日に原子炉設置変更許可を受けまして工事計画認可申請、詳細設計の書類でございますが、こちらの7回目の補正書、最後の補正書を提出したところございます。これによって、いわゆる強度計算、あるいは耐震計算の残っている資料につきまして、一通りの資料が提出できたところでございます。現在もこの資料につきまして

は、審査を行っていただいている最中でございますけれども、再稼働にあたりましてはこの詳細設計だけでなく、マニュアル等の運用を司る保安規定、こちらの認可も必要でございますが、私ども申請に関しましては遅滞なく適切に対応して参るとともに、2号機そして3号機の安全対策の取り組みにつきましては、引き続き皆様にとしっかりと説明して参る所存でございますのでよろしく申し上げます。

ただ、既にご承知かと思っておりますが、昨年11月25日に国の経済産業省の方に電気料金の見直しについて、具体的には低圧規制料金につきまして、値上げの申請を行っているところでございます。大変幅広く物価高騰が見込まれる中、大変皆様にはご迷惑をお掛けしておりますが、この規制料金につきましては約3割の値上げになってございます。大変皆様にはご迷惑をお掛けすることでございますが、安定供給、電気を皆様に安定してお届けするためには必要な処置でございました。苦渋な決断であるということもご理解いただきたいと思っております。

そして、昨年12月以降、原子力の関係でございませませんが、いわゆる公正取引委員会の方からカルテルに関する疑いがあるということの意見聴取、そして電力ガス取引監視等委員会の方からは、お客様情報の閲覧に関する意見聴取という事案が発生しております。この件につきましても、この場を借りまして改めてお詫びを申し上げます。

最後になりますけれども、当社の事業、とりわけ原子力発電所の運営につきましては、地域の皆様の信頼があってこそ成り立つという思いを改めて肝に銘じまして、私どもの取り組みにつきまして、引き続きしっかりとご説明して参る所存でございますので、引き続き皆様のご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

それでは本日の島根原子力発電所の状況につきましては、副本部長の長谷川から説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

長谷川副本部長（島根原子力本部）

島根原子力本部副本部長の長谷川でございます。それでは資料1のご説明をしたいと思っております。まずは目次をご覧くださいませでしょうか。今日はせっかくの機会でございますので、発電所の概要から新規制基準、そして今取り組んでおります安全への対応、さらには最後のところでは1号機の廃止装置、それぞれ1号、2号、3号異なる状況にございますので、ご説明をして参りたいと思っております。

3ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらは、ご承知の3基の原子力発電所を海側から見た図でございます。特に左の下の方に記載ございますけれども、現在構内にはですね3,500名程度の人員が働いております。昨年一年間は、ほぼ3,000名程度で推移しておりましたけれども、最近まだ工事がかなり残ってございまして、もう一段要員増という状況でございます。

4ページ目をご覧ください。3基の原子力発電所をご覧のようにそれぞれ状況異なりますけれども、特徴と致しましては、まずは炉型をご覧ください。上から3番目でございます。沸騰水型という炉型を採用してございまして、これは福島事故炉と同じタイプでございます。また、1号、2号、3号とそれぞれ限界年度がかなり開きがございまして、もちろん3号はまだ運転を開始してございません。出力もその設計当時、建設当時の標準型を採用してございますけれども、2

号機の82万キロ、ほぼ島根県一県分の電気を作ることができます。1号機は新しい規制基準の中で既に運転を停止しておりまして、現在廃止措置、いわゆる廃止工事を進めてございます。そして、2号、3号は新規規制基準に全て合格をして初めて運転ができるという状況でございます。

それでは6ページ目、改めて新しい規制を少しご説明したいと思います。この3月で福島の事故から12年が経過いたしました。あのような大きな事故を起こしましたので、これは規制の変更内容をポンチ絵として示したものでございます。左半分が従来の規制、その後の規制が中程右半分でございます。色も変わっておりますけれども、新しい規制として現実福島で起きました燃料が溶け落ちる、あるいは環境中で放射性物質が放出される、従前の規制ではこの辺りは電力業者の自主対応でございましたけれども、規制として厳しい基準が設定されてございます。

7ページ目、元々原子力の規制はですね、多重防護という考えから成り立ってございます。左の第1層から、基本的にまずは設計上事故を起こさないようなものを作る。さらには万が一何かあっても事故を拡大させないように進めていくと、こういう規制体系になってございます。

そして8ページ目、現在の規制の状況も含めて改めてこの島根の2号、3号を動かすためには、国の規制のどういった対応が必要かということを示してございます。①②③とございまして、まずは原子炉設置変更許可、これが規制の基本となる、基本方針を見定めていただく審査でございまして。こちらが既に7年半の時間を要しましたけれども、おととしの9月に合格したものでございます。現在、雲南市の皆さんと締結しております安全協定上は、この①が合格をいたしますと、雲南市の方に計画等のご報告をして、ご意見を賜るという手続きを昨年行っていただいたところでございます。現在進めておりますのが②の設工認と書いてございますけれども、現状の制度では下の方に書いてございます、設計及び工事の方法、その他の工事の計画の認可とございます。略して、工認と呼んでおりますけれども、これは①の基本思想に基づくそれぞれの機器、設備、非常に細かく確認をいただくものでございまして、どちらかと言うと、かなり事務的でもあり、あるいは力仕事というようなところでもございます。

どういった形で審査を受けているかと言いますと、ヒアリングと言いまして規制庁の担当官からの聞き取り、これが現在まで450回をこなしてございます。そして節目節目で審査会を担当の規制委員が出席をして、それぞれ妥当性等をご確認いただく審議でございまして。これを今進めてございますけれども、私どもとしてもほぼ終盤に差し掛かっているのではないかと考えております。この工認が合格をいたしますと、右の方をご覧いただきますと、使用前事業者検査というのがございます。後ほど詳しくご説明しますが、この段階になりますと、今回新たに作りました機器とそういったものが所定の性能通り作動するか、こんな確認をひとつひとつ積み上げて参ります。最終的には原子炉に燃料を、我々は装荷と言っておりますけれども、燃料を入れまして、やがては最終的に核反応、原子炉起動、そして運転再開というような流れになって参ります。並行して3番目の保安規定の審査も受けてございます。保安規定というのはどちらかと言うとマニュアルのようなものでございまして、1番2番がどちらかと言うとハード系、3番についてはソフトの審査、こういう位置付けでございまして。

10ページ目をご覧ください。福島の事故を踏まえまして、現在取り組んでおります安全対応をご説明するものでございます。福島の事故では、まず大きな地震が発生しました。かなり大きなものでございまして、設計通り自動停止をしております。核反応が瞬時に止まりまして、原子炉

はすべて停止しております。本来ですと、停止した段階で他の発電所から電気をもらいまして冷却用の設備を回すわけですけれども、福島事故では送電線が地崩れで倒れまして、外から電気がもらえなくなりました。しかし、そこはまだ想定範囲でございまして、非常用のディーゼル発電機がいくつもございまして、これが直ちに起動して安全に冷却を続けておりました。ただ、この非常用のディーゼル発電機、非常に大型で重たい設備でございまして、どうしても耐震上は低層階に設置してございまして、そこへ津波が襲いまして、全ての冷却設備電源が使えなくなってしまったというのが福島事故でございまして、こういった経験を踏まえまして、この図の左をご覧ください。島根原子力発電所でもまずは津波を発電所の敷地の中に入れないようにという対応をしております。想定最大津波は11.9mございまして、これに対して15mの高さ、総延長1.5kmの防波壁をすでに8年半前に完成させてございまして、これによって津波を防ぐというものでございまして。

しかし、万一に備えまして冷却設備の増強が必要でございまして、右の端をご覧くださいませうでしょうか。高台、ここは津波からも守られますし、耐震上も岩盤がございまして問題のないエリアでございまして、こういった所に電源設備とか冷却設備こういったもの、特に車載式の可動タイプの物も設備設置してございまして、また大型のガスタービン発電機、1台あればですね、冷却ができるような大きなものでございまして、3台も設置してございまして、特徴的なものとして、中ほどに航空機ご覧頂けるとお思いますけど、これはテロを意識したものでございまして、アメリカの同時多発テロ等を踏まえまして、今回の規制基準の中ではテロ対策も規制要求として盛り込まれてございまして。

11ページ目、12ページ目、は写真を掲載してございまして、先ほど申しましたように福島事故を踏まえまして電源系の強化、冷却設備の強化、こういったものを進めているところでございまして。

13ページ目、これは緊急時の指揮所の強化でございまして、これも法令要求でございまして、当社の場合には海拔50mの高台に二つのタイプの緊急時の指揮所を設置してございまして、免震構造のものと耐震構造のものを備えてございまして、ここで150名の要員が、最低1週間無補給で復旧作業が行えるようにこういった設備を設置してございまして。

14ページ目、そうは言いつても、これらの設備を使いますのは人間でございまして、日々大小の訓練を重ねまして、技量の向上に努めているところでございまして。

また、15ページ目、いかなる場合においても情報の発信をし続けること、この雲南市の皆様に対しても現在島根の状況がどうなっているのか、事故が起きた時にもリアルタイムでご確認頂けるような、そういった情報通信網を整備してございまして。

16ページ目、タイトルに自主対策と書いてございまして、規制要求で作るものばかりではなくて、島根特有の事情、そういったものも勘案しながら自主対策として安全性の向上に努めてございまして。主なものを書いてございまして、特徴的なものはその他の止水壁強化、揚水井戸設置でございまして。

これは、17ページ目をご覧くださいませうですけど、現在福島第一原子力発電所で大きな問題になっておりますのは、トリチウムを含んだ処理水の処理でございまして、大幅な希釈をして放出をするという計画が現在進んでございまして、そもそもそういった処理水と言いま

しょうか、汚染水が発生しないようにするための対策を進めてございます。要は、事故を起こしました原子炉の周りに地下水が近づかないようにすると、これが一番肝要でございます。幸い当社の島根原子力発電所は、この図の赤い枠ご覧いただけますでしょうか、建設時に海辺で建設をしてございますので、海水が混入しないように、予め原子炉や主要な建物に、こういった止水壁を設置してございます。これがしっかりと機能、ガードしますので、仮に事故が起きたとしても、地下水等が原子炉周りに入らないようにすると。こういう構造になっております。

また、更には近場に井戸を掘りまして、過剰な地下水を汲み上げて、バイパスをしてきれいな状態で海に流すと、こんな対応も自主的でございますけれども進めているところでございます。

18ページ目、同じくこういった高圧発電機車、色々な用途で使えますけれども、幾数台も設置してございます。

それでは、19ページ目から、現在の2号機の審査状況についてご説明をいたします。

20ページ目、ここまでの経緯を改めてご覧いただきたいと思えます。一つ目の丸、2013年の12月に当社は2号機の新規制基準の申請をしてございます。そして三つめの丸でございますけれども、2021年9月15日、おとしですけれども、設置変更許可が出ております。そして、現在進めております工事計画認可については先ほどご説明した通りでございます。ほぼ毎日のようにヒアリング、そして定期的な審査会合を受けてございますけれども、その間7回の補正書という書類を提出しております。補正という言葉は、我々の業界用語でございますけれども、要は重なる審査、あるいはヒアリングで色々ご指摘等ございます。最初に提出した書類から大きな変更点とか修正が出て参りますので、そういったものを都度ですね、補正書と申しますけれども修正版をお出しすると、こういう手続きでございます。多い時には1回の補正書が7～8、000ページにも及ぶとこういう状況でございます。

21ページ目、そんな形で今補正をしながら審査を進めてございますけれども、そもそも工認の審査とは、上の黄色い枠の中で2行目に書いてございますけれども、原子力規制委員会が定める技術基準を満足しているか否かの確認でございます。ですから作ります設備にそれぞれ技術基準なる性能要求がございますので、そういったものをしっかり満たしているかを確認いただくものでございます。

22ページ目、その書類の体系を示してございますけれども、左の方に設備が記載してございまして、それぞれ本文と添付書類、添付書類は耐震計算書と強度計算書からなります。これは物量が非常に多いものでございまして、こういったものを、非常にマンパワーを要する作業を今継続して進めているところでございます。

それでは23ページ目から25ページ目にかけて現在も今進めてございます工事ですね、これ規制要求工事ですけれども、その主なものを三つご紹介したいと思います。

まず23ページ目、ブローアウトパネルの閉止装置の設置でございます。ブローアウトパネルというのはそもそも何であるかということでございますけれども、左の下、原子炉建物の図がございまして、緑の枠をご覧ください。これがブローアウトパネルでございます。要は原子炉建物、常時このブローアウトパネルは塞いでおりますけれども、上の方に書いてあります主蒸気管、これは原子炉からタービンの方へ発電するための蒸気を送る配管ですけど、例えばそういったものが破断をしますと、蒸気が建物の中に充満しまして、内圧をあげます。原子炉建物が壊

れる可能性がございますので、一定圧力になると自動的にこの扉を開けまして、圧を抜くという扉でございます。また今回福島事故でございました水素発生を当然予想しておりますけれども、過剰の水素が発生した場合は、軽い水素をこのブローアウトパネルから放出して爆発を防止する、こういう目的でございますので、従来はこのブローアウトパネル一度開きますと、そのまま開けばなしにするという設定だったのですけれども、今回は一度開いても必要な時にまた塞ぐようにと、これが法令要求でございます。その理由はですね、そう言った物が開く状況によっては、原子炉が壊れて建物の中に放射性物質が充満している可能性があります。そうすると中におります運転員とか、作業員が被ばくをしますので、それを防ぐために非常用のガス処理装置というのがあります。これは、放射性物質を浄化する装置ですけれども、ただブローアウトパネルが開いておきますと空気を過剰に吸い込みますので、非常用ガス処理装置の性能が低下してしまいます。そのため、このブローアウトパネルを再度閉めて、所定の非常用ガス処理装置の性能が維持できるようにすると、これが法令要求でございます。なかなか大変な設備でございます、右下のような対応を今進めてございます。

それでは24ページ目、の防波壁の対策と、後は通路の確保、これについて少しご説明しますが、なかなかちょっと分かりづらいと思いますので3ページ目に一度戻ってご覧いただけますでしょうか。この図にあります防波壁というのは、海側に設置されております。先ほど、申し上げましたが、海面から15m、総延長1.5kmの防波壁でございます。大津波が起きた場合、船が難破する可能性がございます。難破船が激突しても壊れないかと、こういう宿題が出てまいりました。もう一つの通路でございます。この図の左に緊急時の対策所がございますけど、実はそこから道が海の方へ通じております。ここに土石流が発生する可能性がありまして、もし土石流が発生してこの道を塞ぎますと、ご覧のように緊急時の指揮所から2号機の方へ行けなくなってしまいます。それはいわゆる復旧作業に大きい支障を及ぼしますので、そうならないような対策が求められております。それでは24ページ目に戻ってください。まずは防波壁に対してはこういうような緩衝材をつけまして船が衝突しても壊れないような対策をしています。

また25ページ目、土石流が道を塞ぎましても、地下にトンネルを掘りまして土石流の下から2号機側へ行けるようにすると、こういう工事をしてございます。いずれもかなりの物量の工事でございます。

それでは次のページ、26ページ目でございます。保安規定これについては先ほど申し上げましたマニュアルの確認ですので、現在審査が再開されたというのが最近の状況でございます。

27ページ目、使用前事業者検査でございます。工認に合格しますと、このステップに移行致しますけれども、27ページ目の下半分に書いてございます。検査の一例として、構造強度および漏えいに係る検査、所定の設備の材料や寸法等が設計通りのものになっているかどうか、あるいは丸の2番目でございます。機能および性能に係る検査、例えばポンプの流量等が実際に維持できるかどうか、こういう確認がなされるものでございます。

28ページ目から30ページ目は、これまで行われました審査会合は淡々と内容の確認でございまして、大きな問題となるようなものはございませんでした。そして3号機のご説明に参ります。

31ページ目、ご覧下さい。当社は正直言いまして、社員のマンパワー、もちろん社員だけで

はなくてメーカーの方とかのご協力をいただきながら審査の対応しておりますが、なかなか2号機で正直言って手いっぱいのございまして、3号機まで手が回らないというのが状況でございます。3号機は一度、2018年の8月に新しい規制基準の設置変更許可申請を提出しておりますけれども、何点か対応がなされてございますのでご説明をします。

まずは33ページ目、2号機で決まりました事案の補正反映でございます。例えば、地震動ですね、2号機も3号機も同じ敷地でございますので、想定されます地震、34ページもご覧ください。津波あるいは火山灰の降灰量、竜巻の大きさ、こういったものは2号と共通でございますので、3号も同じような数値で補正をしております。

そして今進めておりますのは36ページ目の、2022年9月29日2回目という所をご覧ください。その2行目にチャンネルボックスという言葉が書いてございます。原子燃料は、燃料棒という棒を束ねまして、それをさらにチャンネルボックスという筒で囲んで使います。これは色んな目的がありますけれども、今回3号機で使うチャンネルボックスは、耐震強度を向上させるために従来品より少し厚みを増したものを使います。そうしますと、原子炉、燃料のですね、挙動を計算機でシミュレーションしますけれども、その時のプログラムが使えなくなります。厚いチャンネルボックスに応じたプログラムですね、計算シミュレーションプログラムの審査を今受けているところでございます。なぜかと言いますとこの担当者はですね、2号の工認とちょっと部署が違いますので、今3号機も可能なメンバーが対応させていただいているというところでございます。

最後に1号機の状況でございます。40ページ目をご覧くださいと、1号機は30年間4区画に分けて最終的には解体全て行う予定でございます。現在はちょっと延長しておりますけれども、第一期工事期間中でございます。

そんな中、41ページ目、42ページ目、特に放射性物質を含んでいない機器も建物の周辺にはたくさんございますので、そういったものの解体を今進めているところでございます。また今後第二期工事に向けて雲南市の皆様にもしっかりとご説明したいと思っております。やはり廃棄物の問題非常に関心が高くございますけれども、まず申し上げたいのは福島のご事故は特別な状況になっております。私どもの1号機は健全な状態で運転を停止しておりますから、まだ使用済みの燃料が安全に冷却されておりますけれども、それを再処理工場の方へ搬出いたしますと、あとはもうすでに国内外で実績がございます。機械的な解体を進めると。ただし、やはり放射性廃棄物が出て参りますので、その処分がやはり問題になってくるかと思っております。

47ページ目をご覧ください。実際の放射性廃棄物というのはレベルに応じて赤い部分はこれ高いL1、低いL3、この3区分で出て参ります。

ただ物量的にいきますと49ページ目をご覧ください。実際に放射性廃棄物と言われるものは4%に過ぎません。それ以外はほとんど放射性物質を含んでおりませんので、法令上は一般産業廃棄物として処分も可能でございますけれども、なかなかそうは言っても原子力発電所から発生いたしますので、今後その辺りの感情的なところも含めて、しっかりと私ども処分方法を決めて参りたいと思っております。現在、原子力発電所の必要性色々な場面で議論されてございますけれども、引き続き安全第一で工事を進めて参りますので、皆さま方のご理解、ご指導をよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

石飛市長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問ご意見等ございますでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

ちょっと質問させていただきます。いろいろ説明されましたが、いわゆるこのような設備投資が何かわかりませんが、こういったことをされる場合に、この投資の規模がどのくらいかかるか。そして、それは中国電力さんの自己資金でやられるものか、補助金でやられるものか、受益者が負担するものか、ここの総工費が大体どのくらいなのか。

石飛市長

中国電力さんどうぞ。

北野本部長（島根県原子力本部）

はい。現在この新しい規制に向けた安全対策費用でございますけれども、これは福島事故が起ってから行っておりますので、当初の1号機の予算も入っていますが、現時点で6,800億円の投資になっております。まだ、規制の対応が全て終わったわけではありませんので、これで全てというわけではございませんが、現時点ではその様になっております。

そして電気料金は自由化されておりますので、いわゆる新電力の方、あるいは、よその電力と競争しながら、私ども会社を運営しておりますが、当然その自分達の力でその金は捻出して、補助金とかそういうのは考慮せずに、自分達の努力で作ったお金で投資して参っております。当然、借金というものもございますけれども、それは今後の稼働後の利益で返していくというところがございます。

原子力発電所は、確かに設備投資は大きいという特徴がございますけれども、一方で化石燃料に比べると圧倒的に燃料代が安いという特徴がございます。昨年の経済産業省に提出した電気料金の向こう3年間の中には、島根原子力発電所2号機が稼働するという前提で、その分の年間で言うと470億円程度のコストメリットも反映してございます。そういった意味で稼働するメリットは当然ございますので、その中でこういった投資金額は返していくと。ただ短時間で返せる問題ではございませんので、当然できるだけこういった設備を使いながら返していくというところがございます。先ほど仰られた通り、経営努力で返していくこととなりますので、当然、電気料金の中で利益を捻出して参りますけれども、引き続き低廉な安定した電力を供給するという努力は引き続き行って参りたいと思います。以上でございます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

ご説明はよくわかりませんが、結局、問題は受益者負担というか、いつか新聞で見ましたが、電力料金が3割から4割上がると。物価が7%上がっても大変な問題ですが、電気でそこまで上がるということ自体がちょっとどういうことかと思っておりました。私らは新聞しか情報が得られませんから、受益者が相当負担していかなければならないのはどうかと思います。特に、私は高

齢者ですので、消費生活に影響があり年金が無くなってしまいます。安全な施設を作ってもらえるのはありがたいことですが、受益者が多く負担していくということのないように、国の方でもしっかり補助してもらうことと併せまして、中国電力さんも今日までの自己資本の蓄積があると思います。何もしないでやっておられると思いませんので、その積立金も十分に出して、立派な設備をしていただきたいと思います。以上です。

北野本部長（島根県原子力本部）

大変貴重なご意見ありがとうございます。仰る通り自己資金というところ、今回の値上げに際しましても、色々な努力をしておりました。ただ、実は今年度の中間決算の中で、赤字が1,800億円程度と、まさにその自己資金を使い果たしかねないような状況での赤字が見込まれるという中で、電気料金の値上げの苦渋の決断でございました。

仰られる通り、自己資金についてもある程度また復活する必要もございますけども、電気料金というのはまさに皆さんの生活の中で貴重な財産の1つでございますので、すぐとは申しませんがしっかりとそのところを、原子力の努力だけではなく、例えば天然ガスをできるだけ長期に買うことで通常のスプレッドよりも安く買うとか、あるいは石炭も、現在大変高値になっておりますけれども、できるだけアフリカ等の最近安い所も探しながら、少しでも安くなるよう努力を引き続き継続して参りますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、新電力さんも私どもに負けず劣らず頑張っておられますので、中には新電力の方が安くなる場合もございます。それはしょうがないと思っておりますので、それと競争をしっかりとやっけていながら、安定した供給もまた成し遂げたいというのが私どもの務めでございます。よろしくお願いいたします。

石飛市長

その他ご質問ご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

田中委員（公募委員）

田中です。よろしくお願いいたします。北野本部長さんの挨拶でも少し触れておりましたが、電力カルテルについてですね、公正取引委員会から707億円の課徴金が課せられているようですが、これはどのように処理されるのか、それから2月9日に行われた家庭向け電気料金の値上げについての公聴会で、滝本社長さんから電気料金には上乗せはしないというふうに説明されていますが、これについては間違いがないのでしょうか。それが1点です。

それから、その電気料金に上乗せしない場合、その707億円の特別損失の資金の捻出はどのような方法でされるのか。先ほど説明にありましたけど、自己資産がかなり厳しいという話がありました。その辺の所はどうでしょうか。

石飛市長

中国電力さん。

北野本部長（島根県原子力本部）

はい、公正取引委員会から課徴金、これはまだ確定してはおりませんが、当初の意見聴取会ではそのような課徴金の額が示されたところでございます。これについては、当社も今意見を述べているところでございまして、最終的な額はまた出てくると思いますが、この707億円、こういったものをですね、まず電気料金に織り込まないというルールがございまして、

例えば広告宣伝費、寄付金、そういったところも同じですけども、こういった類のお金は電気料金に織り込んでいけないというルールがございまして、今回の料金値上げに際しても、これは織り込まずに料金の算定をするということでございまして、よって、お話内の社長の発言はこれに基づいております。

では、我々電気事業だけではなく色々な事業を行いますけども、逆に言うとそういったところまでできるだけ捻出しながら充てて行くということも一つの方法でございまして、更なるコスト低減を図って、現在私ども一部の役員の給料もカットしておりますが、僅かではございますが、そういったところの捻出もしながらですね、負担して行くと。では707億円をどうやって調達するのかというご質問でございまして、これはもう融資でしかございません。

実はそういった課徴金が清算として出てくる場合、当然のことながらの市場で社債というものを出すのがなかなか難しい現実もございまして、まずは融資の中でお借りして、その最終的にもですね、先ほど言った通りコスト低減なり、あるいは電気事業を含められますが、電気事業以外のところの利益も、あるいはこれまでも資産の売却をしてし参りましたが、まだ売れる資産はないかと言うとこの努力も引き続きやっているとございまして、こういったところで捻出をしながら自己資本もできるだけ回復していきたい。欲張った言い方になりますけども、総合的な経営努力でこれを達成しているということでございまして、以上です。

石飛市長

田中委員さんよろしいですか。

田中委員（公募委員）

はい。ありがとうございます。

石飛市長

その他ご意見ご質問ございますでしょうか。他に特に無いようであれば、これにて議題の1を終わらせていただきます。中国電力におかれましては、ここでご退席となります。本日はありがとうございました。

それでは、続きまして議題の二つ目、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について説明を願います。

中村原子力防災対策室長

失礼いたします。雲南市防災部原子力防災対策室の中村でございます。よろしくお願いたします。それではお手元の資料の2の方をご覧いただきたいと思っております。申し訳ありませんが、座

って説明させていただきます。

今日の議題で上げておりますが、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金とちょっと長い名前でございます。こっちの方の概要について、昨年12月に行いました島根県議会で説明された資料、併せまして雲南市議会に提出した資料に基づきまして、今日のところをご説明させていただきますと思います。

まず1ページの方でございますが、一番目の交付金の概要でございます。(1)交付金の目的といたしましては、原子力発電施設等の再稼働により、住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮して交付するとされているところでございます。

(2)交付先及び交付上限額でございますが、島根県に10億円、鳥取県に5億円となっております。これまではですね再稼働に向けて立地県であります島根県に交付されるものでございましたが、昨年制度の改正がございまして、島根県には交付上限額がこれまでの5億円から10億円に、また、新たに隣接いたします鳥取県にも交付されるということになったところでございます。この交付金でございますが、通称は再稼働交付金という言い方がされております。再稼働に向けての、一度限りのものということになっております。

(3)地域振興計画の策定ということでございます。この交付金を受け取るためには、島根県が地域振興計画を策定いたしまして、国の許可を受けると言う必要がございます。この計画の中には、島根県は当然ですが、市の事業も盛り込むこととなっております。またの交付期間につきましては、計画の認可の年度から3会計年度内ということでございますので、来年度、令和5年度に計画が認可されますと、令和7年度までの3か年での上限額ということになっております。

次に2番の交付金の配分でございますが、島根県に配分される10億円の内、半分の5億円が松江市、出雲市、安来市、雲南市この関係4市に配分されるということになっております。雲南市は、この内5,000万円が交付されるということになりました。

配分の割合につきましてはご覧いただく通りで、中国電力へ県が課税しております核燃料税によりまして交付金と同様の配分ということになっておりまして、松江市6、出雲市2、安来市と雲南市が1という割合になっております。

3番目の交付金の使途でございますが、県につきましては、原子力災害時の避難の実効性を高めるための事業に充当ということで、これにつきましては原子力災害時におきます避難道路の防災対策として、県道の整備を計画するということとされております。この考え方は4市でも同様でございまして、やはり原子力災害時の避難対策の実効性を高めていくということで取り組んでいくということで考えているところでございます。

4番目の今後のスケジュールは、昨年12月に示されました県のスケジュール感でございますので、こちらはご覧いただきたいと思っております。

次に5番目、地域振興計画に掲げるべき事項でございますが、先ほど申し上げましたようにこの交付金を受け取るために、地域振興計画というものを作るわけでございますが、まずは、県が作成いたします全体事業と致しまして、事業地域の特性や地域振興計画の必要等というものがございまして、

また、下の各事業ということでございますが、これは島根県及び雲南市を含みます4市が事業の必要性、基本計画及び内容、全体規模及び実施スケジュール等を定めるということになってい

ます。

それではお捲りいただきまして、2ページでございます。ここから雲南市としての事業の考え方、方向性についてご説明致したいと思っております。まず1.の地域振興計画(案)の全体概要としております。これは計画全般の考え方でございますが、2行目後半からになりますけど、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民の生活利便性の向上や地域振興につながる取り組みを加速し、併せて原子力災害時の避難の実効性の向上を図るための計画とするということになっております。

次に2.でございますが、地域振興計画における雲南市の個別事業案ということでございます。まず(1)の事業の必要性のところでございますが、生活の利便性向上、地域振興そして原子力災害時の避難の実効性の視点から、3行目後半からになりますけど、原子力災害時に避難ルートとなる幹線、これは国道、県道でございます。こちらに接続する市道の整備を進め安全な交通網の確保に取り組むとしたところでございます。内容につきましては路面の損傷の著しい舗装の機能回復を図り、また区画線、側溝等の補修整備を行い、市民の皆様の安全安心と利便性向上、それと通学時等の児童生徒の安全確保向上はもとより、原子力災害時の円滑な避難に向けての安全体制の確保に努めるといたしたところでございます。

次に3ページをお願いいたします。(2)事業計画案でございます。二つ目の丸でございますが、内容といたしましては、道路安全対策事業ということで5路線程度を予定しております。内容につきましては、先に申し上げましたように、路面整備で舗装修繕あるいは安全施設整備で区画線とか側溝等を取り組んでいきたいと思っております。事業期間につきましては令和6年度から7年度の2カ年にかけて計画したいと思っております。事業費につきましては、総額で5,900万円程度、この内、先ほど申し上げましたように、交付金5,000万円を充当したいと考えております。

3番目の路線図選定の考え方でございますが、重ねてになりますが、UPZの30キロ圏内の原子力災害時の避難道路、市道のうち、以下、5点ばかり示しております条件のいずれかを満たす路線を対象とするということで、これについては建設部の方が持っております道路施設整備事業、補修修繕、あるいは通学路道路整備事業と併せまして教育委員会の通学路危険箇所一覧等の中から該当するとか優先するところを選定しているというところでございます。

最後に4番目、今後のスケジュールでございますが、年度内に計画、内容を国や県と調整することで、ほぼ調整が終わってきたところでございます。そして、年度が変わりまして令和5年度におきまして、国において外部審査委員会で計画が承認されますと、経済産業大臣の認可が行われまして、その後県から国の方へ交付申請を行っていくということで、時期的にはやはり6年度～7年度にかけて、事業に取り組むような時期ということになってくると思っております。交付金に関する説明につきまして、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

石飛市長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に無いようでしたら、議題の2.を終わらせていただきます。

続いて議題の3.原子力防災パンフレットの配布についてご説明をお願いいたします。

中村原子力防災対策室長

それでは続きまして、原子力防災パンフレットにつきましてご説明させていただきます。お手元に、右肩に資料 No. 3 となっておりますパンフレット、それぞれお配りさせていただいております。これが、原子力災害に備えた地区別広域避難計画パンフレットでございまして、4面刷りで、開いていただきますと表裏ございまして、蛇腹折りの両面刷りの8ページでございまして。今回はですね、表面を見ていただきますと、加茂地区を配布させていただいております。島根原子力発電所から概ね30キロ圏内には4つの町で15の地区がございまして。今回このパンフレットは15種類ございまして、1つの町で1地区という加茂を参考に今回は配布させていただいておりますのでご了承いただきたいと思っております。

まず、加茂地区と書いてある地図がある面をご覧くださいと思います。表面広げていただくと4ページになっております。左から、原子力災害時における避難の流れや、広域避難計画に定めている地区ごとの一時集結所等を記載しているところとございまして。そして、さらに右のページへ行くことによりまして、それぞれ地図が載せてございまして。

2ページからは避難経路、避難退域時検査場所、避難経路所等を示しているところとございまして。右に行く毎に、ずっと詳細図に変わっていくということで、全体を見ながら最終的にどういった所に向かっていくかということとございまして。ちょうど昨年11月に原子力防災訓練で広域避難訓練を、加茂地区の加茂まちづくり協議様のご参加で取り組ませていただいております。この地図をちょっと見ていただきますと、一番右のかもてらすにご集合いただきまして、その後、道の駅たたらば壱番地で避難退域時検査というものを行っていただきました。それから松江自動車道で三次市に向かっていただきまして、今度一番右の図をちょっと見ていただきますと、避難経路所周辺案内図となっておりますが、これのちょうど真ん中、下の所に赤でみよし運動公園と書いてあります。そちらの方を避難経路所と言いまして、一旦そこにお集まりいただきまして、今度は避難所に誘導していくところとございまして。このみよし運動公園を経由していただきまして、ちょうどみよし運動公園の右上のところに、ちょっと小さいですが緑の丸で白抜きの字、数字で57と書いてございまして、こちらが三次市の酒屋体育館というところとございまして。こちらの方で避難所の運営訓練を行っていただいたという形で、初めて昨年県外への広域避難訓練を行ってきたということで、参考までにご紹介させていただきます。

それでは次に裏面の方をご覧くださいと思います。こちらは原子力発電所の事態に応じた対応、屋内退避・避難等の留意事項等を示しております。原子力災害時にどういったことが進んでいくのか、また、皆様方にどういったことを取り組んでいただくのか、ということを図示したものでございまして、こちらの方についてまたご参考にご覧いただきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては今月の自治会配布を通じまして、各世帯の方へお届けさせていただきたいと思っております。なお、雲南市全域が30キロ圏内に入っているわけではございませんので、木次町、三刀屋町の一部、そして吉田町、掛合町につきましては、先ほど見ていただいた裏面の概要を各戸にお配りしたいというように考えておりますので、それぞれにご覧いただきたいと思っております。

併せまして、市のホームページにはこちらのデータを全て上げておりますので、もしお時間が

あればそちらの方もご覧いただきたいと思います。以上で、原子力防災パンフレットの説明を終わらせていただきます。宜しくお願い致します。

石飛市長

説明が終わりました。皆様からご質問ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

雲南市の図面を拝見しますと、全域が入りませんので、今の吉田、掛合、木次、三刀屋、この30km圏に入らない人は避難しなくてもいいわけですか。

中村原子力防災対策室長

今ございました、裏面のページの雲南市の地図を見ていただければと思います。せっかくの機会ですので、30kmの圏外になる所は、木次町では温泉地区、それから三刀屋町では飯石、鍋山、中野、併せまして吉田町、掛合町ということになっています。こちらについては、通常は原子力の関係はあまり馴染みがない所、特に吉田、掛合はあまり馴染みがないというように思っておりますが、ただですね、今ご質問もございましたように、実際30kmで線を引いていますが、そこに壁があるわけではありませんので、もしもの時には屋内退避をしていただく必要が出てこようかと思っております。

その場合には、パンフレットにも色々と情報の伝達の仕方も、2番で記載しておりますけど、国とか県とか市がですね、正確な情報をお届けさせていただいて、皆様方に正式に、正確に分かるようにお伝えして、例えば吉田町の方にも屋内退避してもらえば、その時はそのことをしっかりお伝えしていきたいというふうに考えております。よって、今回直接30km圏外の方の世帯にもパンフレットをお配りすることにしました。よろしく願いいたします。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

そうしますと、風の吹きようによっては、どうなるか分からないと。ということは、30km圏域に対して交付金が出るわけですね。しかし、風の吹きようでは30kmが40kmになる場合もあるし、行政の区画としては雲南市という1つの区画がある訳ですから、もう少し交付金を上げていただきまして、どこに避難するか分からないというようなことではないようにしてほしいです。

交付金を出すときは30kmで線を引いて、今度は風の吹きようではどうなるか分からないと、そんな曖昧なことだったら、雲南市全体に対して交付金をきちっと交付すると、その方が話の筋道が立つのではないのでしょうか。

石飛市長

はい、こういったご意見があったということは心に強く受け止めさせていただきます。これは

国の制度でございますので、そういったご意見があったことも含めて、また国に伝えていきたいと思えます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい、ありがとうございます。

石飛市長

ありがとうございます。

その他ご意見ご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員（雲南市議会）

パンフレット裏面の、この原子力発電所事故の情報伝達というところですけども、ここに情報の伝達の方法が書いてあります。広報車とか屋外スピーカーだとか、携帯電話とかエリアメール等と書いてありますけども、その中に防災無線とかですね、告知放送っていうのがないですよ、この中に。そして、右側の図を見ていただくと広報車があって、その下にテレビの図があって、テレビ、ラジオのスイッチを入れて、いくつかの情報を掴むという、そういうような表示がありますが、テレビ、ラジオのスイッチを入れて正確な情報を掴めと言われても、第一次の情報がない限りは、その行動が起きないのではないかというように思えます。この部分に今の防災無線等の、いわゆる家の中にいた時に掴める第一次情報の手段というものが記載されてないということで、それでいいのかどうかというところですね、そのちょっと考え方を教えていただければと思えます。

中村原子力防災対策室長

ありがとうございます。実は最初に少しご説明しましたように、これは松江市、出雲市、安来市、雲南市の4市が合同で作った、また県と連携して作ったものでございまして、それぞれやはり色々情報伝達手段が、それぞれこの市も違ってくるということがまだありまして、ここについては大変申し訳ございません。音声告知放送というものについては、うち独自で作れるものではございませんでしたので、ここに入れていないということをご理解いただきたいと思います。

それと、ここに挙げてないもの、当然音声告知も使っていくということは当然ありますし、さらに他の方法等も考えていく必要があろうというふうに思っております。どういった形でまず皆さんに情報が届いていかなきゃいけないというふうに考えています。その上で多分テレビとかラジオも当然すぐに動き出して行くと思えますけど、まあそれ以外に市としてお伝えする手段を色々考えて、お届けすると必要があるというふうに考えて思っておりますので宜しくお願い致します。

雲南市長

その他ございますでしょうか。はいどうぞ。

加納委員（雲南市男女共同参画推進委員会）

今のこの保存版として加茂町の地区の避難計画の図示されたのを見させてもらっていますが、加茂の場合はこれで納得しますが、いざ自分の家の地区を探すと、（表紙の）一番下の所に地区別避難先自治体一覧という小さい字で書いてあって、ここに私が住む町がありました。

これは今日の協議会につけて、加茂のパンフレットを付けてくださっていますけども、もちろんそれ以外の地区を見せられた訳じゃなかったの、そこの担当の地区の者にとっては、（自分の地区が）どこにあるか、そうか（自分は）東広島に行くのだな、ということは分かったのですけども、これは今日の委員会の協議用とか、また住民用とはまた全然ランクが違うと思います。なので、（実際の配布では）そこら辺もよく考えてくださっていると思いますが、やはりこういうことになると、我を忘れて我が地域のことが気になりますので、そのあたりも配慮した、本当に分かりやすいように、そういう説明をまたよろしく願いいたします。

中村原子力防災対策室長

ありがとうございます。最初の説明では分かりにくい部分があったかと思いますが、本日加茂地区を使わせて頂いたのは、今日話したように大東、加茂、木次、三刀屋の中で15の地区がございまして、このようなパンフレットが15種類ございます。ですので、今ちょうど仰っていた、一番下の本当に小さい字ですけど、こういった地区がそれぞれにこういった図面を作っておりますので、本日皆さまに全ての地区をお渡しすることはできませんでした。加茂はちょうど自主組織が町一本なので、加茂地区は一つで収まるので、今日はこれを参考にしたということでご理解いただきたいと思います。

そして、今日申し上げましたように、今月の自治会配布の中で各戸にお配りするものをそれぞれの地区ごとに入れておりますので、また大変申し訳ありませんが、お手元に届いたらそれを見てご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

雲南市長

ありがとうございます。その他ございますか。

はい、どうぞ。

足立議員（雲南市議会）

先ほどのご意見のとおりだと思います。やはり、執行部として15地区なら15地区すべてを持っておいて、皆さんに、これだけ地域ごとのパンフレットがありますよ、ということのをされないと、この前議会でも言いましたように、この加茂のパンフレットをもらおうと、僕は佐世ですけど、佐世をもらおうと本当に佐世の避難先はどこだということで、おそらく避難計画の関心度が高まっていくと思うんですよ。これを毎回加茂の分だけ出されると、一体自分たちがどうなるのかというところがありますから、皆さん方にそれぞれ配るのは大変だと思いますけど、少なくとも執行部は15部ここに置いておいて、こういうふうにやります（各地区にそれぞれ配布します）と説明されないと、なかなか（想像が）が難しいではないかと思います。今後はそういうやり方をやっていただくとか、あるいは、先日お話ししたんですけど、各公民館や各総合センターについ

ては、15部なら15部ずつは置いとくと。その中で、例えば春殖地区はここですよと、分かるような対策を取られた方がいいじゃないかと思います。以上です。

中村原子力防災対策室長

ご意見ありがとうございます。大変私どもの準備の仕方が悪かったと思いました。申し訳ございません。今いただきましたご意見等も、また検討させていただきまして、どこかでまとめて見ていただくような形も検討したいと思っております。それと、今日のところで全て一度に用意ができれば良かったのですが、まだ少し配布の手間がかかっておりますので、今日ちょっとご用意ができませんが、頂いた内容についてまた検討させていただきます。宜しくお願い致します。

石飛市長

その他、ご意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

田中委員（公募委員）

このパンフレットは、非常に良いものだと思います。なので、内容を十分に理解してもらう必要があると思うので、例えば住民説明会とか、アンケート調査とか、そういうものを実施されたら良いと思いますので、そういう考えを持っておられるかどうかお教えてください。

中村原子力防災対策室長

ありがとうございます。まず、こういったパンフレットがあって、皆さまのお手元に届いて、皆さまの意識を高めていただきたいということで今回作っております。実は、10年位前に原子力防災ガイドブックという物も各戸にお配りしておりますが、当然10年も経つと内容も変わっておりますし、どこにあるか分からないということもありました。

そして、県知事と3市長との協議や意見交換会で、やはりこのことが出てまいりまして、今回新たな物を作ろうということで作り出したという経過がございます。

一方で、この周知につきましては、まず皆様の手元にお届けをして、皆様には改めてこういうこと（原子力防災）を思っただくということと、また出前講座等でご意見ございましたら、そういったところでこれを活用しながらご説明をさせていただきたいと思います。なかなか各町で説明会ということになりますと、これだけで説明するというのも、なかなか皆様のご負担が出て参りますので、また色々な機会を通じて説明をできるようなことをしたいと思っております。

一方で今アンケートということもいただきましたので、これについてはどういったことが本当にできるのか、それも検討して参りたいと思います。よろしく申し上げます。

田中議員（公募委員）

ありがとうございました。

石飛市長

その他ございますでしょうか。よろしゅうございますか。他に無い様でございましたら、これにて議題の3を終わらせていただきます。

続いて、その他事務局から何かございますでしょうか。

高田防災部長

ありません。

石飛市長

そうしますと、これまでの議論を通じてでも結構でございますが、この際何か委員の皆様からございましたら、ご発言お願い致します。

はい、どうぞ。

中村議員（雲南市議会）

ちょっと先ほど言えば良かったのですが、資料2の部分でもいいですか。この交付金の概要の交付の目的のところ、原子力発電施設等の再稼働により、住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響に考慮してとありますが、この及ぼす影響ってどういうものがあるのか、ちょっとこれだけでは深読みができませんか、どう考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

石飛市長

この目的については、国が作った要綱上表記されている内容でございます。通常、こうした電源立地の交付金もしかりでございますが、こうした原子力発電所が立地していることによる住民不安ですね、（原子力発電所が）無いよりはあったほうが不安は大きいと、そのことによって地域の振興が妨げられる恐れがあるというような影響が、まだ全体的には想定されているものというふうに考えております。そうした意味で、この交付金は実はあまり用途が限定をされずに地域の皆さんの安心安全がより高まるように、あるいはこの地域の振興が図られるように幅広い用途を前提とした交付金になっているというものでございます。

中村議員（雲南市議会）

分かりました。考えられる、考えていけば多分きりが無いと思いますが、紐付けがされていないということであれば、それを有効的に使えというような意味合いで取ればいいと、いうことでわかりました。

石飛市長

はい、ありがとうございます。その他よろしいですか。

はい、それではこれもちまして、議事の方は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございます。

ございました。進行を事務局に戻させていただきます。

高田防災部長

それではありがとうございました。最後に改めて市長がご挨拶を申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

石飛市長

本日は長い時間、慎重に審議いただきましてありがとうございました。本日いただきました内容を踏まえて、今後もこの原子力防災対策の充実に努めて参りたいと思っております。まずはしっかりと、皆さんご自身の関係するパンフレットをお手元に届けること、そしてそれをしっかりと使ってですね。今後、皆様の理解を深めていく、そうした取り組みを進めて参りたいと考えております。

今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、そして、また皆さま方がご健康でご活躍くださいますようにご祈念申し上げまして、簡単ではございますが終わりの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。